

岩手県告示第 193 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定による指定を受けた指定医療機関が次のとおり診療所及び薬局を廃止した。

平成 20 年 3 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
株式会社コムスン 訪問看護ステーション盛岡南	盛岡市盛岡市南仙北一丁目 18 番 6 号	平成 20 年 3 月 10 日
津志田医院	盛岡市青山一丁目 2 番 13 号	〃
山屋産婦人科医院	盛岡市材木町 9 番 25 号	〃
広岡小児科	盛岡市中ノ橋通一丁目 7 番 1 号	〃
柴田クリニック	盛岡市みたけ四丁目 8 番 50 号	〃
須原内科医院	盛岡市館向町 2 番 8 号	〃
財団法人岩手済生医会中津川病院 (歯科に限る)	盛岡市下米内二丁目 4 番 12 号	〃
吉島歯科医院	盛岡市南大通一丁目 14 番 11 号	〃
平井歯科医院	盛岡市上ノ橋町 1 番 45 号	〃
株式会社太田薬局	盛岡市材木町 6 番 3 号	〃
有限会社材木町薬局	盛岡市材木町 9 番 25 号	〃
グローバル漢方薬局	盛岡市盛岡駅前通 15 番 16 号	〃
ほくと薬局	盛岡市松園二丁目 2 番 10 号	〃
調剤薬局ツルハドラッグ大通店	盛岡市大通一丁目 6 番 19 号	〃
かがの薬局	盛岡市加賀野二丁目 8 番 32 号	〃
竹田産婦人科医院	盛岡市前九年一丁目 9 番 10 号	〃